令和5年　　月　　日

太宰府市長　殿

　　　　　　　区自治会　会長

自治会長あて郵便文書の送付先について

　今後、市から自治会長あてに送付される郵便文書につきましては、下記の公民館（共同利用施設）に送付していただきますようにお願いします。

　あわせて、公民館（共同利用施設）においての郵便文書の受け取りにつきましては、遺漏のないように注意を図ることをお約束いたします。

　ただし、市が自治会長住所へ送付すべきと判断されたもの等につきましては、従来どおり自治会長宅へ郵送してください。

記

送付先の公民館について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公民館  (共同利用施設)名称 |  | |
| 所在地 | 〒818－01  （電話）　　－　　　　（FAX）　　－ | |
| 事務所の開設  時間について | 駐 在 者 |  |
| 開設曜日 |  |
| 時　　間 |  |

※送付先を既に公民館に指定している場合は提出不要です。

※本依頼書の対象は、市担当課が自治会長あてに直接郵送する文書です。

文書情報課が照会する「文書配送先について」は市広報紙等の配布先の調査であり、本依頼書とは内容が異なりますのでご注意ください。

※郵便の宛名につきましては、自治会長名での発送になります。